

## 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 会員規程

第1条 この規程は、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会定款第30条第3項の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 本会の会員とは、本会の趣旨に賛同して会費を納入する者で、次の各号に定めるものとする。

- (1) 市町社会福祉協議会
- (2) 各種社会福祉施設協議会および福祉団体
- (3) 県民生委員児童委員協議会連合会
- (4) 社会福祉関係団体
- (5) 学識経験者
- (6) その他社会福祉に関心を有する者（以下「賛助会員」という。）

第3条 新たに前条の会員になるためには、所定の入会申込書を提出し、会長の承認を得て会員になるものとする。

第4条 第2条各号に規定する会員のうち、会費を納入する者の年間会費の金額は次の通りとする。

- (1) 市町社会福祉協議会 別に評議員会で定める額
- (2) 各種社会福祉施設協議会および福祉団体
  - ① 社会福祉事業施設 1施設当り 3,500円
  - ② 母子生活支援施設 1施設当り 500円
  - ③ 福祉団体 別に評議員会で定める額
- (3) 県民生委員児童委員協議会連合会 民生委員児童委員1人当り250円
- (4) 社会福祉関係団体 1団体当り 5,000円
- (5) 学識経験者 別に評議員会で定める額
- (6) 賛助会員 個人 2,000円  
団体 5,000円

第5条 会長は特別の事情のある場合には、会費を免除することができる。

第6条 会費の納入は、毎年7月末までとする。但し事情により、7月（前期）、12月（後期）の2期に分けて納入することができる。

第7条 会長は、第2条に定めるもののほかに、特別会員制度を設けることができる。この場合において、特別会員に関する事項は、評議員会の承認を得るものとする。

第8条 会員が次の各号に該当する場合は退会したものとする。

- (1) 退会申出書の提出があったとき
- (2) 解散または死亡したとき
- (3) 会費を滞納または納入の意思がないとき

第9条 会員がその年度途中で退会した場合等、一旦納入された会費は返還しないものとする。

第10条 この規程の改廃は、評議員会の議決を得て行う。

付 則

1. この規程は昭和60年4月1日から施行する。
2. この規程の制定により、昭和47年4月1日制定の「滋賀県社会福祉協議会会費徴収規程」は廃止する。

付 則

1. この規程は平成19年4月1日から施行する。

付 則

1. この規程は平成21年4月1日から施行する。

付 則

1. この規程は平成29年6月19日から施行する。